

R D 最終処分場問題住民説明会
(赤坂・日吉ヶ丘自治会)

日 時：平成20年6月10日(火) 19:30～22:15

場 所：赤坂公民館

出席者：(滋賀県)嘉田知事、山仲部長、山岡管理監、上田室長、井口、谷川、
秘書課、広報課

(栗東市)乾澤部長、武村課長、井上室長

(赤坂、日吉ヶ丘)自治会長(赤坂)、自治会長(日吉ヶ丘)ほか
住民約50名

(県会議員)九里議員

(報道関係者)

この記録は、文意がつながるように一部接続詞の修正や()で補説をしましたが、基本的に当日の発言をそのまま掲載するものです。

1. 主な意見

- ・将来、孫や子にありがとうと言ってもらえる内容をお願いします。
- ・対策工比較表の × は主観的判断である。科学的根拠をもってきちんと説明してほしい。
- ・排出者責任を追究してほしい。
- ・R Dの役員に責任を取らせてほしい。何回も頼んだのに県はやってくれなかった。時効になったのは県の責任である。
- ・掘削調査で住民側は20m30mと言ったのに県は5mしか掘らなかった。5mで出てこなかったら掘るべきである。
- ・対策委員会の議論を信用するのならなぜA2案を信用しないのか。
- ・D案は基本方針の「地域住民との連携強化、合意と納得」の大原則にはずれているのではないか。
- ・A2案の緊急対策としての遮水壁とD案の遮水壁の違いを明確に説明してほしい。
- ・D案には内容的に実態がない。科学的論理的にD案で本当にいけるのか。
- ・有害物をごく一部だけ取ったところでどんな効果があるのか。気休めにすぎないのではないか。
- ・知事は「地元に向かって実施計画を立てたい」と言ったがこれは無責任である。地元は有害物全量撤去を望み、県はそれを拒否している。
- ・ソイルセメント遮水壁の安全性が疑問である。
- ・30年で確実に安定化する根拠はない。
- ・巨大な有害物の貯蔵庫を頼りない壁で作ろうというイメージである。
- ・私たちは9年も我慢したからA2案の13年なんかへっちゃらである。
- ・対策工は我々にわかる、確実な方法をとってほしい。

- ・前知事が「全国に誇れる解決の仕方をする」と言ったのが解決せず今に至っている。
- ・30年間不安を持ち続けるか、13年間だけ辛抱するかである。
- ・A2案をやる気がないからできない理由ばかり出てくる。やる気になったら困難な問題があっても知恵が出るはずだ。
- ・コストがネックになって県がいろいろ言っているように聞こえる。

2. 質疑等の内容

司会：それでは、時間がまいりましたので始めさせていただきたいと思います。今日は滋賀県の方からRD問題についての地元説明会をさしてもらいたいというご案内をいただきまして、皆様にその旨お伝えさしてもらったところ、こうして多くの方に集まっていたいただきましてありがとうございます。今日は赤坂の皆さんと隣、日吉ヶ丘の皆さんにお越しいただいております。それ以外に報道関係の方がご案内いただきまして、よろしいですかということでしたので、報道関係の方がお越しいただいております。それ以外の方はお越しではございませんので、日頃皆さんのお感じになっておられることを遠慮なくお話いただきたい。今日知事をお迎えしての説明会でございます。私、この赤坂にお住まいさせていただいております三好でございます。自治会長からの要請で進行係をさせていただきます。ひとつよろしく願います。

最初に地元赤坂の自治会長、 さんから挨拶をお願いしたいと思います。

赤坂自治会長：皆さんこんばんは。今日は夜分にもかかわらずたくさんお集まりいただきましてありがとうございます。また県の方から知事をはじめ、下部の方おこしいただきありがとうございます。今日はですね、RD関係の処分場廃棄場問題につきまして、いろいろと知事の方からご説明をいただきます。知事の方から説明を解りやすくやっていただくとなっておりますので、よく皆さん真摯に聞いていただいて自分なりにいろんな判断をし、意見等出してほしいと思います。こういことで今日は、先ほど自治会の方からもお話ししましたように、日吉ヶ丘さんと赤坂と両自治会で合同となっておりますのでご了解いただきたいと思います。内容的には赤坂も関係しますし、日吉ヶ丘も関係しますRD処分場の今後の問題ということでお話を進めていきたいと思いますので、一生懸命聞いていただきたい。特に我々としては、10年20年後この赤坂に住んでいる孫や子供たちが、あのときにお父ちゃんお母ちゃんじいちゃんばあちゃんが嘉田知事とお話しして非常にいい施策を考えてくれたな、それを実行してくれたな、ありがとう、と言ってもらえるようなですね。そういう内容が今日納得できますように論議の方よろしく願います。簡単ですが挨拶とさせていただきます。

司会：ありがとうございました。それではお隣日吉ヶ丘自治会長の さんから。

日吉ヶ丘自治会長：皆さんこんばんは。今ご紹介いただきました日吉ヶ丘団地の自治会長させていただきますと申します。よろしく願いいたします。非常ににくい時間帯にたくさん来ていただきましてありがとうございます。実は先ほど知事と

もお話をしていたんですが、私は元々大阪の出身で、そして大津、20年前にこの滋賀県栗東へ越してまいりました。大阪、そして大津では水道の水っていうのは昔はカルキ臭くてそのまま飲むことはできませんでした。栗東に来まして、そして栗東の自慢だったんですが、空気はおいしいし、そして福祉もいいし、水道の水が地下水だからそのまま飲めるというのが自慢だったんです。この頃は、浄水器を使ったりしてまずけれども。友人なんかでもこの頃いったい栗東はどうなってるのか、と言われていきます。信用をもって自慢ができる栗東に、そしてこの日吉ヶ丘、赤坂に戻ってほしいと切実に願っております。知事も何年か先に後悔なされないようにしっかりと直していただいてより良いご判断をいただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

司会：これから本題に移りますけれども、だいたい2時間くらいを予定いたしております。聞きたいこともあるかもわかりませんが出来たらそれくらいで終わるようにご協力をお願いしてやりたいと思います。また、皆さん2時間ですので、足なんか崩していただいて、楽しんでいただいたらよろしいかと思っております。それでは、滋賀県知事、嘉田さんから。

知事：皆さんこんばんは。赤坂自治会の皆さん、日吉ヶ丘自治会の皆さん、大変出にくい時間にお仕事終わって、またお食事も終わって、大変出にくい時間にお集まりいただきましてありがとうございます。また、先程来、様、様、様、ご挨拶、進行いただきましてありがとうございます。本日、県の担当のものも一緒に寄せていただきましたのは、いうまでもなく RD 処分場問題につきまして皆様にご説明させていただきたいと思ってお伺いいたしました。

この RD 処分場でございますが、昭和46年頃でしょうか、栗東市の方が一廃の処分場として利用し始め、昭和54年からは産業廃棄物処分場として RD の会社が民間として営業を始めたわけでございます。その後、平成一桁二桁の時代を経て来たわけですが、特に地元の皆様には平成11年の硫化水素の噴出を契機といたしまして随分ご心配をお掛け致しましたこと、私ども県の方の対応が甘かったということは今しっかりと反省させていただきまして、改めて県の事業者に対する認識の甘さ、お詫びさせていただきます。どうもご迷惑をお掛けいたしました。それからこの事業者に対する指導でございますが、また後ほど説明させていただきますけれども、大変皆さんご自身から通報、報告いただきながらきちんと対応出来なかったところが多々あったと理解しております。そういう中で平成18年6月には処分場の経営者であります RD 社が経営破綻致しました。その後県が主体となって RD 問題を早急に解決したいということで取り組みを進めてまいりました。

私は平成18年7月に知事に就任させていただき、そこでもマニフェストの中で安全性の確保などお約束させていただいたところですが。就任直後から平成18年10月ですけれども、この問題解決に向けた県の対応方針を策定しました。この対応方針、主に3点ございます。1つは、事業者等の責任を追及すること。特に RD 社の事業者責任でございます。2点目はそれまでの県の行政対応を第三者による検証を行い再発

の防止を図ること。そして3点目が環境汚染に対する対応策を対策委員会で検討することの3点の方針を立てさせていただきました。まず、事業者の責任を迫ることと致しましては、ここ1年半ほど、どこにどのような埋立をしたのかなどデータを取りながらRD社に対して措置命令をかけさせていただきました。措置命令というのは環境の悪化したところを正常化するという、まあ行政的な命令でございますが、そのように措置をするようにという命令を出させていただきましたけど、RD社自身が経営破綻をしておりますので、もう命令を出した時からこれは県がRD社の代わりに、いわば住民の皆さんからいただいた公費、税金を投入して代執行、代わりに浄化をしなければいけないということをセットした措置命令でございます。それが第1点目の対応方針に対する動きでございます。その措置命令を5月の末に出させていただきました。措置命令の期限は7月末だったでしょうか。そのような中で今法的な経過措置をとっているところでございます。

また2点目の県の行政対応に対する検証委員会ですが、再発の防止を図ることのために、きちんと県の人数も含めて行政の組織を強化することという提案をいただきました。この提案の背景には検証委員会を十数回させていただいた中での提案でございます。そして、その提案の中には、再発防止のために今後しっかりマニュアルなどを作って対応するということと、併せまして県の責任も取るようにといただいております。その中で今、県の責任については検討中でございます。それから3点目ですが、これが今日のお話のメインになると思っておりますが、皆さんが最も心配しておられます環境汚染でございます。特に地下水の汚染、あるいはダイオキシンによる汚染の広がり、そのような汚染に対する対応策をどうするかということでございます。そしてこの3点目の汚染に対する対応策では具体的に平成18年の12月からこの3月まで委員会を開催していただきまして、4月9日に委員会の報告書をいただきました。こちらからは 様にご参加をいただきました。ありがとうございました。その対策委員会からの報告書では県が実施すべき対策工としては、全量撤去のA2案と言っているものと、現在の位置で浄化していくD案の2案が推されました。この全量撤去案は廃棄物を全量掘削しその一部を埋戻用の処理土に活用しようとするもので、地元委員4人の皆さんを含みます8人の委員の方が推奨され、この案そのものが対策委員会からの推奨案として出させていただきました。また、もうひとつの対策工案は、現在の位置で浄化していく案でございます。地下水の拡散を防ぐために周囲を壁で囲い、上を土で覆って、そして水処理施設を設置をして地下から汚染された水を汲み上げて浄化をその場でし、浄化をしたあとの水は下水道に流させていただくということで有害物の洗浄をその原位置ですということでございます。

このD案につきましては7人の委員の方が推奨されております。全量撤去案は対策費用が約240億円で工期が約13年と見込まれております。また原位置での浄化案は約45億円から52億円で工期は3年と見込まれております。さて、このRD最終処分場問題ですが、取り除かれるべき汚染というのは、まず地下水汚染でございます。と併せてダイオキシン類の飛び散る、そのおそれをなくすことなどでございますが、プラスいたしまして住民の皆さんからかねてからご指摘がありましたように、違法に埋め立てられたドラム缶などがございます。このようなものが結果として高濃度の硫

化水素ガスなど発生させたものと理解をしております、硫化水素ガスが発生してから8年を経過しているにもかかわらず依然として解決に至らず皆さんにご心配をお掛けしております。県としましては、このような問題に対しまして出来るだけ速やかに適切な方法によりまして対策を講じなければいけないと考えております。この問題解決のための方法でございますが、まずこれは産業廃棄物の処分に関して発生したものでありまして、栗東市のこの地域だけの問題ではないということで、県全体の重要な取り組み課題として位置づけなければならぬと考えております。そのうえで住民の皆さんのご理解とご協力をいただきまして処分場から周辺への生活環境保全上の支障、ちょっと言葉が難しいのですが、先ほど申し上げましたように地下水の汚染、あるいはダイオキシンの飛散による大気の汚染など、生活環境の上で不安となる汚染源、その悪影響をしっかりと取り除き安全な対策を確実に実施をしたい。そして大変長い間、心配をお掛けしましたこのRD問題を1日も早く解決しなければならぬと考えております。また、この対策を実施するのあたりましては、地元の皆さんのご理解ご協力をいただくことを柱としまして、きちんと効果が出て、また合理的、つまり自分たちが納得することと併せて他の皆さんにも説明をさせていただいて納得してもらうという合理性、また同じ効果であるなら経済的にも優れた対策工を選定することが行政としての責任と考えております。

そのような中で対策工の実施に関しては、対策委員会の報告書から8項目の基本方針をとりまとめていただきました。今日、お配りしております資料がございますが、この対策工実施の基本方針。これは対策委員会の中で、8つの基本の方針を決めていただいたものです。まず第1点目は、地域住民との連携を強化し互いの合意と納得が得られるようにすること。2点目は、生活環境保全上の支障またはそのおそれを除去するため効果的で合理的かつ経済的にも優れた対策工を実施し早期に解決すること。3点目が先ほど申し上げましたが、滋賀県が措置命令を出して代執行をするという、そのような行政の手続きの中に入れること。そして、4点目が支障の除去または支障等の素因の除去。まわりくどい言い方なんですけど、支障の元となっている要因を除去すること。そして、成果を確認するためのモニタリング、観察をする。そして、二次被害防止のための影響を監視する。ということです。5点目が対策工の実施にあたっては周辺住民の生活環境を保全するための措置を講じること。つまり対策工実施によって逆に生活環境を悪化させてはいけません。きちんと保全するための措置を講じること。そして6点目が対策事業は緊急的な対策と恒久的な対策に分けて実施する。7点目ですが対策工の終期。目的となる時期でございますが、元々このRD最終処分場は廃止されるべき基準をクリアしないといけませんので、その処分場の廃止基準を満足する状態を目標とし、併せて将来においても支障等を生じないことが確認できる時期を原則とする。そして、8点目が支障等除去にあたっての実行性、本当に実行出来るかどうか。確実性、確実に実行できるかどうか。それを担保するとともに、法律名で申し訳ございませんが、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」、これ平成14年に制定されておりますが、一般に特措法と言っております。10年の時限(立法)ですので平成24年で終わりとなるこの法律、これ自身の支援を受けますと国の財政的な支援が得られるということです。ならびに「廃棄物処理および

清掃に関する法律」に定める支援を受けることが対策工の計画的で円滑な実施につながる、というこの8点でございます。

そして今の8点を次の2ページ目ですが、アイウエオカキクと表にまとめさせていただきました。この表の中にA2案、D案(B1ベース)、D案(B2ベース)、E案という4つの案をそれぞれ比較をする表を示しておりますが、A2案は周辺を遮水壁で覆う。ここはD案のB1ベースと同じです。周辺を遮水壁で覆って全量撤去。全量といいましても先ほどご説明いたしましたように、掘削をして一部きれいな土はそこに埋め戻すという形での全量撤去。そして焼却炉解体撤去という案を柱にしております。工期が13年、トータルコストが243億円、イニシャルコストというのは最初に入れるお金、ランニングコストは後々30年モニタリングをするということで想定されている予算です。住民同意という項目からいきますと、住民代表委員および学識者委員の推奨案でありますA2案はでございます。しかし2点目の効果的・合理的・経済的かとチェックいたしますと、報告書にもありますが、技術上の課題が多く未計上工種、予算化できていない工種が多いということで×と判断させていただいております。それから代執行事業という形ですが、事業内容が措置命令になじまないため代執行事業とならない。つまりこのRD処分場はすべて全体が不法投棄ではなく、一旦許可された安定型処分場という形なので全量撤去という法的な措置が出来ないということがこの案件にございます。それから、代執行の構成といたしますのは、先ほど申しあげました支障除去して、そして精査確認するためのモニタリングや二次被害防止のための影響監視が入っているかどうかでございます。これはでございます。それから周辺影響、対策工実施にあたって周辺住民の生活環境への影響がどうかということですが、このA2案ですと運び出すトラックなどを計算させていただきますと、1日50台、250日、13年間という大変長い期間の運び出しが、影響がございません。また、掘削をすることによる悪臭、あるいは振動騒音などの懸念がございません。それから、6点目の緊急対策、恒久対策、両方入っているかどうかですが、これは両方入っている。それから廃止基準のクリアですが、廃棄物を全量撤去するため今計画の13年後には廃止基準がクリア出来るだろうということででございます。それから実行性の確保支援ですが、先ほど3点目のところで申しあげました、代執行事業になじまないことから特措法による支援を受けられないということなので、財政的にも県の単独費用をすべて入れなければいけないということです。それプラス実行性というのは先程来の技術的な課題などもあります。それからD案のB1ベースです。もう技術的なところはあまり詳しく申しあげませんが、あとからまた担当者が説明いたしますが、D案のB1ベースとB2ベースは上を覆う部材を土にするかシートにするかというようなところが違うわけですが、まず周辺を遮水壁をして、土で覆い、そしてくみ上げをする。土を掘り自然に換気をさせながら有害物質は掘削は掘削除去、併せて焼却灰の洗浄除去、特にダイオキシンが皆さんご心配の焼却炉がでございます。その焼却炉を洗浄除去するという方法でございます。工期は3年プラスアルファ、トータルコスト45億円プラスアルファとありますが、最初のイニシャルコストが32億円プラスアルファ、ランニングコストというのは30年間のモニタリングのコストでございます。上から先ほどもうご説明いたしましたので項目別にいきましが、7名の方

が賛成をしていただいておりますが、このD案についてはA2が8名ということで1人少ない、それと地元の皆さんの中で最も多かったのがA2案でございますのでD案はとさせていただきます。それから効果的・合理的・経済的かどうかということですが、ここについては環境基準をクリアするというその目的のために効果を出し、また合理性あるいは同等の目標を得るならば経済的な手法であるということとさせていただきます。代執行事業になじむかどうかですが、これについてもなじむので。対策工の構成も。そして周辺影響、遮水壁の工事などの時に騒音、振動、悪臭のおそれがありますが、全量撤去ほどの悪影響は想定されないということで。緊急対策、恒久対策はというのは両方セットで入っております。廃止基準のクリアですが廃棄物の浄化に時間が掛かるということでとさせていただきます。また実行性の確保支援というのは代執行事業、また特措法による支援を受けられる工法であるということとさせていただきます。もう時間ももったいないので、じつはD案(B2ベース)とE案につきましては詳しくそれぞれ申し上げませんが、D案(B2ベース)は推奨する方がおられなかった。E案はお一人おられました。こういう中で今A2案とD案(B1ベース)だけ詳しくご説明いたしました。県としましてはこの今の表を見ていただいたら解りますようにD案が多く、8項目すべてについてクリア可能ということなので、この原位置浄化案、D案をベースに対策工を計画させていただきたいと考えております。

先ほど自治会長さんからのご挨拶にもありましたけれども、子や孫の代に振り返ってみて、あのときちゃんとやってくれたな、というような形できちっと次の世代に胸が張れる、そういう対策工にしたいという思いは私自身共通でございます。そして、この地域の皆さんが、RDは(の影響で)地下水が飲めないんじゃないと先ほど自治会長さんが言っておられたそういう心配は、とてもつらいことだと思います。実質的には栗東市さんがしっかりと地下水の管理をしていただいております。危険な地下水、危険な水源をですね、水道用水に供給してはいけません。これは絶対にやってはいけないことで、栗東市さんの水道局を信用していただきたいと思います。実質的に安全といってもイメージで不安があったら、そのイメージの不安も払拭できることが望ましいことで、皆さんが自慢が出来る栗東になりたいとおっしゃっておられることも、素直に私もそう思います。栗東だけでなく滋賀県、琵琶湖、自慢の出来る琵琶湖にしたいとも思っておりますし、そういう中で出来る限りの安全確保の対策をさせていただきたいというのが私のまず最初のご挨拶でございます。具体的にD案というのがどのような案であるかということは、これから担当の方に説明をしてもらいますが、今の時点で何かご質問をお伺いしましょうか。それとも全部説明を。

住民A：ちょっと知事が間違えていらっしゃるのではないかと感じておりますが、A2案でございますが、知事は代執行事業で措置命令になじまないというのは、県が許可した適法な廃棄物まで含む、全量撤去だからなじまないとご説明されましたが、A2案は有害物の全量撤去でございます。それで、有害物以外のものは埋め戻すということになっております。そこがちょっと間違えていらっしゃるのではないかと。それともうひとつ、D案の太枠で困っていらっしゃるが、このイの効果的合理的経済的 となって

おりますが、この辺が我々非常に疑問に思っているところでございまして、むしろ×か、×にすべきじゃないのかなと。これ非常に主観的な評価、×というのは極めて主観的なものでございます。ただ、これから受ける印象っていうのは非常に大きいですね、これは、これは×、この差は非常に大きい。これ非常に主観的な判断をしていらっしゃる。科学的な論拠、根拠をもってこれをきちっと説明していただかないというのは、これいろいろ反対のご意見がありますね。対策委員会でもこの案については、特に囲い込み、遮水壁等で囲い込む案についての危険性、問題性、将来に禍根を残すと色々なご意見がでて、この囲い込みにつきましてはほんとに効果的なのか、合理的なのか、費用に大きな疑問がある。これをとされているのはどうも腑に落ちない。こういう点、知事のお話を伺いまして大変気になりましたので。

知事：A 2案は全量撤去ではなく部分的な有害物撤去であるから措置法になじむというご意見と理解をしておりますが、A 1は全量撤去でA 2案はそれを改善したものとして理解をしております、その皆さんの方で出してくださったと伺っております。そういう中で現場で目視をして有害物と有害物でないものを分別をするということですが、具体的に何が有害物なのかという分別のところですね、極めて現実には実行は難しいのではないかとということが一番懸念をしております。目に見えるものと目に見えないものがどのように目視で出来るのかと、量も多いですし、また作業もプロセスなどを含めると極めて困難になるのではないかとということで撤去すべきものが法的な根拠を、これ言い方が難しんですが、特措法に合うべきものは非合法（に置かれたもの）で、つまり合法的に置いたものは特措法では命令できない。特措法に合うものと合わないものの分別というのは極めて難しいものでないのかという判断をさせていただいております。

住民 B：ちょっと知事さんね。あそこの埋立処分場の現状というのを全くご存じないなと感じたんですけど。これは、県の資料、RDは今までから処分したものは全部、毎年報告してますね。処理報告。ところがRDの各事業所から入れた産廃の受入量と報告された量は全く違う。違うということは、ほとんど焼却するというものなんです、焼却もされていない。方法が違う。それがほとんどそこに埋められている。その量たるものや相当なものです。それがですね、平成7年から10年、これは短期の4年間だけですが、それによるとものすごい額になる。RDが受入れの時に、平成7、8年頃に設定した金額で試算しますと、この4年間で金額に換算しますと、26億2千9百万。これだけの差が出てきてます。それからどういうものが、過小報告になっているかというと、汚泥、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック、建設系木くず、ゴムくず、特別管理産業廃棄物の廃油、廃酸、感染性廃棄物こういったものなんです。これ特別管理産業廃棄物の中でも感染性廃棄物が非常に多い。それから廃油も多い。それから汚泥。それともうひとつは、処理したスラグがありますよね。焼却灰。その焼却灰も合わない。その焼却灰もこういうようにこれだけの焼却灰を特別管理型へ入れましたと、その処理量がRDが処理した能力をそれぞれの報告において、それを換算してみますと全然合わない。そういったものはすべて入っている。この前、高アルカリのものも撤

去されましたですね。こういったものも入っている。それから平成5年に廃プラスチック500立米が火事になった。それどうされたと思いますか。これは県の方もご存じですね。当時から皆さん替わってらっしゃいますが、どのようにRDがしたかご存じですね。この処理をどのようにしたか。ちゃんと県の資料にあるんですよ。それはブルドーザーでかき回して攪拌して、あそこの処分場で攪拌したと、ちゃんと報告にあるんですよ。だから知事さんのおっしゃるように、そんなばかな処理士がとてもしないけど。それからおっしゃるとおり、何が有害物で何がいいのかその判断はそれは出来ないと思う。それは大変だと思う。混ざって。見てわかるものでない。まず、そういうことを皆さん方、そういう部分調べてですね、されないのか、それが不思議でかなん。

知事：中の方にどういうものが埋まっているか。かなり調べておりますが、ちょっと先ほどの、室長の方にあとからそのものについてはコメントしてもらいますが、よろしいでしょうか。

室長：対策室の上田でございます。まず法的にですね、代執行出来るかどうかについての解釈について簡単に説明させていただきます。県は事業者の代わりに代執行していくということで、これは廃棄物処理法の中に規定がされている。これは、事業が違法な処分をおこなって生活環境保全上の支障が生じた場合に県は必要な限度において措置を講ずることが出来るということになっている。

住民B：おそれのある場合もいけるでしょう。

室長：そうです。生活環境保全上の支障が生じまたは生じるおそれがあると認められるときは、知事は必要な限度において、その事業者に対処者等に対し時限を定めてその支障の除去等の措置を講ずることが命ずることができる。それに替わりまして、その命じたところについて、今度県が代執行するわけでありますので、その滋賀県知事はその全部または一部を代執行することができるという規定になっている。ここで議論になるのが必要な限度においてということになります。この必要な限度ということにつきましては、国、環境省の処分指針というものがあまして、その中に必要な限度においてという意味は、支障の程度および状況に応じてその支障を除去し、または発生を防止するために必要であり、かつ経済的にも技術的にも最も合理的な手段を選択して措置を講ずるように命じなければならないという通知がある。この支障の程度および状況に応じその支障を除去し、または発生を防止するために必要でありということにつきましては、硫化水素、平成11年以降発生しまして、ケーシング調査ですとか、直接廃棄物を調査したり、また平成17年には西市道側の掘削調査をしました。そして、この対策委員会を設置させていただきました平成18年の12月以降につきましては、追加調査をさせていただきました。これは処分場を60mメッシュで切りまして、その代表地点についてボーリング調査をさせていただきました。それはこの処分場の全体状況がどうであるかということについて、その地下水、それから浸透水、それから廃棄

物の状況、そういうものを調べさせていただいた。

もうひとつがかねてからドラム缶が埋まっていると、今言われました、汚泥がおかしいと違うかということも私ら情報をつかんでるのですが、そういうことで掘削調査をさせていただいた。全体で約1万5千立米ほど、ケーシング調査というのは約1.5mのこういう大きなものをどんどん掘り下げてそして廃棄物の状況を見る。それからもうひとつは、重機による掘削調査、合わせまして約1万5千立米ほどさせていただいた。これは私ども元従業員に対する調査、それから住民団体さんからいただきました証言集、それから処分場の埋立経緯、これ私ども許可関係書類が残っておりますので、そういうものの調査、それから航空写真、そういうものを調べたうえでこの追加掘削の場所を資料を作りまして、対策委員会で報告をさせていただいて承認をいただいた。そういう中で処分場の状況というのは一定把握して、それが先ほど言いました、処分場の支障の程度および状況、そういうものはこの追加調査で把握したと。そういう形で調査させていただいてその程度に応じて対策を打つと考えています。その中で先ほど知事の方からA2案はなじまないということにつきましては、先ほど申し上げましたように、その経済的にも技術的にも最も合理的な手段ということが言えないということでなじまないということで×をさせていただいている。

住民B：経済的という、この金額ですが、RDはその処分をいい加減にしていたということがわかる。これはマニフェストがある。そうしたら排出者責任ということで、それも出来るのではないか。どうしてそういうことをやらないのか。

室長：言われるとおりだと。私どもも平成この処分場は昭和54年から埋め立てておられました。先ほど汚泥を埋め立てたとか、焼却をしたたというのは、焼却炉はご存じと思うんですが、あれは平成元年から稼働し、もうひとつの木くずの焼却炉は平成7年頃から立ってます。その中で平成元年からマニフェスト制度というのは、一般については平成9年から、医療系が平成5年だったと思っているが、すべてがない。

住民B：ないことはない。ちゃんと法に書いている。解りますが、私が言いたいのは、要するにRDがあのようないい加減なことをし出したのは、火災があってから、平成5年以降。あの火災の時にもう止まって止まってしょうがなかった。溜まって溜まってあそこに。それから医療系廃棄物、感染性廃棄物も積み替えはいけないのに、あそこにおいてやっていた。そんな経緯も知っている。それでそこから始まった。ちゃんとあるはずです。だから排出者責任もちゃんと問えるはず。

室長：マニフェスト等あるものについては、すべてがあるわけではないが。

部長：琵琶湖環境部長の山仲でございます。いま言われているようにマニフェストで対応できるものは排出者責任を問おうと思っている。それははっきりしている。

住民：そんなことで費用は捻出出来ると思う。それから埋立に関してどう思っているのか。

部長：埋立に関して、許可されているものと当然許可外のものがある。いま言われたように、今回の調査でも30万立米ほど実際増えている。これは許可していない量ですから、その量だけで考えても許可を超えてるといえるし、そして今言いましたように、今回の掘削調査で本来は埋め立ててダメなものが入っている。そういうことからしても問題があると認識をしている。

住民B：だから、告訴してほしい。告訴して、RDの役員連中に責任を取らすという、そういう措置をどうしてどんどんやっていかないのか。そんなこと、県がこんなアホなこと言ってたらダメですよ。することやって、私らも早くに資金の担保もしてくれと、何回頼んだかわからない。ちょっともやってくれない。

部長：ですから、原因者、今の事業者、そして経営者、そして排出者原因者については、徹底的に責任追及していこうと思っている。ただ、過去の違法なものについては現実として、実質は時効が来ている。ですから、現時点で今取れる手立てというのは、今回、措置命令かけてます。

住民C：この産廃の問題は、RDが存続していたが、問題が出て周辺が騒いできて、北尾団地が騒がれて問題を立ち上げたわけですね。その段階で、私もその時委員をしていたのだが、その当時からもう8年ほど前になりますか、9年になりますが、その時に、今時効ということの話が出てますが、その当時に、過激なことを言うかもしれないが、ずるずるやってたら出てくるから、何で関係者を告発しないのか。県に今日まで安定型で許可しているのだから、それを全然ほかしている現場を見に行かなかった。放置した状態で許可書だけハンコ押して県庁で書類だけ出していたというような形で、ほっといたと、知りませんがね。現地も行ったと何回も聞いているが、実態を知っていたと思うが。状態を知っていたのにもっと早く、今おっしゃっているように、罰するとか、停止かける。いろいろのことを講じたらこんなこと起こらなかつたと思う。その当時に僕らはもう有害物は全量撤去してくださいと、第1回僕ら役員した時にそれ見て言った。それがこんな9年も、その時間聞いていたら、中でもそんな過激なこと言わんと話し合いして相手に納得して解決してもらったらという意見もあったように思う。それがあかんかったら次の段階やからという悠長な話だったが、僕らはもう最初からそういう問題言ってたのは、今日があったのは、何でそんなことになったのか。県に弱みがあるから、それやったら県も責任問われる。だから出来ないんだという話があった。

住民B：話変わりますけどね。県はね決定的なミスをしている。このRDの焼却炉を流動床式といいますか。24時間稼働を許可している。これ違法なんです。流動床式のあの炉は24時間稼働してはならないとちゃんと書いている。それを許可している。平成7年にですか。要するにこういうばかなことを許可している。それをなぜかということ、RDに対してそういうこと言えない。そういうばかなことしていると。

住民C：A 2 案は特措法になじまないからやりたくても出来ないということでD 案B 1 ベースで、D 案でやりますということになっている。そういう説明されたと思うが、その中で全量撤去出来ないと書いてあるが、ここでは有害物質掘削撤去除去は特措法の対象になるから出来るんだということで上げてあると思うが、いま制度的に聞いたということであれば、全量撤去はダメで特措法にならんけど有害物なら安定型で許可されたないものと一緒くたに入っているわけだが、それだと有害物で分けようとするそれを選り出さないとあかんわけですよ。セメント殻、安定型で出すわけにはいかんわけですね。それは特措法の対象にならないということだから。A 2 案にしてもD 案のどちらの案にしても、処分しようとしたときには選別する行為が伴うのではないか。純粹に素人的に見た場合に。どうするんですか。D 案の時どうするんですか。安定型は過去許可したときにはきちっと RD 守ってやった。あんな会社守りもしとらんかったが、例えば地層から30m下までは安定型で、その当時はきちっと埋めておったと。その後変身してもうからんようになってきたから、なんでもかんでも受け入れて、医療特管から腕の切れ端からって聞きました。血液の付いてあるチューブとか、そのほかドラム缶とかいろいろ聞きました。そういう廃油とか入れたというけど、そういうことは30m下までは安定型入れましたよと。それから GL から測って30mから上だけを有害物撤去しますよと、全部上だけは有害物撤去ですよと言うならわかる。そやけど、当然安定型も受入れ、違反物も受入れしてして今日あの状態になったと思いますから、A 2 案にしる D 案にしる、D 案を実行しようと思ってもいずれ分別をして出さないと出来ないと思うがどう考えているのか。素人的に疑問に思う。

司会：議論が専門的な部分に入りましたので、県の方から D 案というものと A 案というか、やろうとしている工法をですね。工法について説明をいただいてそれからもう一度質問を。

住民D：その前にひとつだけ、委員会のことで、住民の意見を聞いて調査をしたと言っておられるが、でも住民側はもっと深い深さだと、20m 30mの深さに埋められたと言ったのに県は元従業員から聞いて5m掘ったらわかると言っても5mしか掘らなかった。それ以上掘らなかった。あれは为什么呢。住民に言ったことと違う。

司会：そのことについて答えていただいて、それから次にはいさせていただきます。

住民D：それとその時に情報公開を求めたのに真っ黒だった。なぜか。

室長：先ほど掘削調査はどういう形で、過去の埋立経緯、それから処分場の状況、それから航空写真、それから元従業員の証言集というのがあります。そういう内容を見たとえ、そして私ら約90人に対して照会をさせていただきました。そういうことをとりまとめた上で私ども一定の推定をいたしましたのは、先ほど焼却炉の話がありましたけども、不適正な処分は焼却炉が出来て以降、先ほど汚泥が埋められていたとか、廃

油廃酸があったと、その時以降であったと推定をしています。そういうことで例えば、木くず専用の焼却炉があるのですが、あのあたりは平成元年頃は既に今の高さくらいあった。その下に埋めるということになるとユンボで掘れる深さ、5 mの深さ。我々の証言情報ではめくったらあるというそういうこともあったので、5 m掘れば出てくるだろうと思っていた。もうひとつはなぜかという住民団体からいただいている情報の中で、20 m 30 mという証言のところもあった。それはよく読むと、思い違いがあるかもしれないが、30 m掘ったと。県の監査が来るので、そして運べるものは国際情報高校の裏にもっていったと、運べないのを埋め立てたというところは確かにありました。ところが県の監査が来て30 m下まで掘るということは、改善命令時に掘削、深掘りさせていただいた。あれが掘るだけでだいたい2ヶ月半、埋戻すのにほぼ6ヶ月ほど掛かっている。県が監査来るだけでそんだけ掘るというのがよくわからないなと。高さがある中で、だから思い違いと違うのかという思いの中で私ども住民団体と会わせていただいたときに例えば掘って5 mところでドラム缶出てきたらもっと下まで掘りますと。

住民D：出て来なかったら掘るべきでしょ。

室長：それが合理的な根拠的によくわからないんで、場所的にも私ども明示ははっきり聞いてないんです。そういう中で推定させていただいて、あそこ掘ってみて5 m以上ドラム缶がズラズラっと、一説には3000本とか1万本というようにお聞きになってる方もおられると思うんですが、それやったら5 m超えてドラム缶出てくるだろうという思うがありまして、5 mで出てきたら掘ります。面積的には範囲をもっと超えてどんどん出てきたらもっとその範囲を調べます。というようにやってみたんですが、そういうことであらかじめ計画をさせていただいた範疇で掘削調査は終わったと思っている。またこれから、今のご意見でこういうところがあるんだということを教えていただく中で、またそれなりの対応をさせていただこうと思うんですが。

部長：今申し上げたように、最大限情報をいただいたのと、あと許可の情報、そして航空写真。いろいろご意見ありました。20 m 30 mありましたけども、当然お金も係ること、時間もかかることということで決して逃げないで、言われた情報は、全部基づいて掘ったつもりです。確かにいろいろご異論あると思いますが、むしろ探しに行くくらいで掘ったつもりです。それと情報公開を求められて黒塗りで出しました。これは今も室長が説明しましたように、提供していただいた情報は、最終的に終わるまではきちっと約束を守りたいというのと、もうひとつは措置命令をかけてます。そして原因者、経営者、経営責任の関与した人すべてに対して法的対応をしようと思っています。ですから現時点でそういった人たちの名前に係わることは一切、関連する情報は出さしていただかない。おそらく結果としては公開出来ると思います。歴史的文書とか。ただ現在はかなりの部分が時効になっておりますが、かろうじて責任追及出来る部分は徹底的にやりたいと思っていますからそういう対応させていただきたいということでご理解いただきたい。まず質問、先、答えましょうか。それとも先D案と

言われたのでどっちにしましょうか。A 2、D のことを説明させていただいてから、今の質問に答えさせていただきます。

井口：(パワーポイント、模型にてD案、A2案、スケジュール説明)

それでは簡単に説明させていただきます。そしたら、先程から知事が説明しました後に付いてますB1案ベースのD案とA2案とあと最後に付いてますスケジュールの3つについて説明させていただきます。まず、D案ですけどもこれは断面図です。この黄緑色の部分が廃棄物があるところです。水色になっているところが粘土層です。黄色のところは砂層です。ここにある廃棄物がこれでは粘土層で切れているんですが、実際は一部砂層とつながってますので、ここの地下水が汚れて地下水が汚染されている。更に下の砂層についてもつながってますので結局2層とも地下水が汚れてしまっているということになってます。それでD案は赤いのが遮水壁ですが、ソイルセメントと言いましてセメントと現場にある土を混ぜまして、土とセメントで固めたのでソイルセメントと言ってるが、55cmぐらいの厚さで最大40mぐらいですが、それで処分場の全体を囲む。模型もあるんですが、この黄色い部分がRDの処分場でしてそれをぽんと抜き出したのがこれで、イメージとしては赤いのが遮水壁ですがこんな形でまわりをぐるっと囲むということ考えてます。周囲の延長が1km弱ありますが、それで囲むということ。どこまで入れるかということですが、ここに赤いピンク色の層がありますがここは火山灰の層でしてここも非常に水を透しにくい層です。更にその下に粘土層がありまして、これも水を透しにくいということで、これは30m以上の厚みがありますので、ここに遮水壁を突っ込みますとこの上の汚れた地下水の層も遮断されるということでこれで囲ってしまって外には汚れが出ないようにする。そうしますと雨が降ったりすると中に水が溜まってくるとかということがありますので、それについてはポンプで汲み上げて下水道に処理した水を流すということと、自然換気をさせて空気を送ってやるということと今の雨の水を浸透させて汲み上げるという空気と水とで中を徐々にきれいな状態にしていこうということ。D案で有害物掘削除去というのがありますが、これは県の考えとしましては、有害なものがある程度固まってあればそれをどけてやるとここの廃棄物が安定化、きれいになるのが早くなるだろうということで有害廃棄物がまとまってあればそれをどけるという案です。A2案は先程から全量を一旦掘削してめくりまして、有害で外に出さなあかんものと埋め戻しに使える良いものとを分けまして、良いものについては埋め戻しに使う。だいたい半分ぐらい使えると試算している。そうしますとここまで盛っているものがこの辺ぐらいまでになるだろうということで、A2案につきましても全周遮水壁をする。これは工事をしている間にほっておきますとここの汚れた地下水が広がるということで10年以上にわたって工事をしますとその間の仮設の構造物として遮水壁を設けるという考え方です。ここに大型テントがありますが、これは掘削するところあるいは使えるもの使えないものを分別するところを大型テントで囲って外への影響を減らそうというものです。次、スケジュールの概略案ですが、先程特措法の期限とかという話がでてきましたが・・・。

住民A：それはもういいです。決まってないスケジュールを聞いても仕方がない。

井口：そしたら以上で終わらせていただきます。

住民D：先程安全な粘土層のどこまで遮水壁をされると言われた。ところがそれを調べたのはたった1回です。粘土層を確認されているのは1回しかない。市の調査井戸 1 だけでその場所だけです。他の場所は一切調査されてない。だからその下が本当にそうなのかという証拠は何もない。そして、この深さから考えても、こっち側が情報高校側、こっち側が市道側です。この水層を考えたら情報高校側の方が水位が低い。そして、こちらは空白です。これは県も調べてないということです。この深さがどうなっているか何も知らない。知らなくて、それで40mで大丈夫だと思ってるわけである。そういうことです。

室長：今のご質問について答えさせていただきます。実は新聞で技術提案を受けているということがありますが、今後私ども皆様のお話とか議会が終わった、そういうものを考えながら詳細設計というものを考えていきます。その詳細設計の中でボーリングをさせてもらうことになります。それは、ボーリングをもって、今申し上げた火山灰層から2.5mは必要だという考え方をしていますので、もう1度ボーリングをしまして本当にそうになっているかを確認します。それが詳細設計という形になります。去年はそれなりの追加調査をしましたが、その調査に基づいて地質はこんな状況だろうということを専門家のコンサル会社に見ていただいた上で、あそこもこういう状況になっているだろうと、今度は実施しますので詳細に調べるといふふうなことです。去年のままのデータだけで40m掘るとかではないので安心していただきたい。

住民C：掘削底面の想定で安全に底に入れると言っているが、それも調査するのか。

井口：そういうことです。

住民C：ボーリングするピッチは何mか。

井口：今考えてますのは、周囲を50mピッチぐらいで考えているが、例えば極端に隣が違ふとかいうことがあればもうちょっと密になるかと考えている。

住民C：そうやらんとあかんわな。

住民E：そうすると45億という数字は、どういう根拠で出たのか。まだこれから詳細設計となるとそこがプラスが倍にあるとするなら逆に見方が甘いのではないか。

室長：昨年約1億3千万円かけて地質の状況とかの調査をいたしました。その中で一定の推定をいたします。コンサルの中で、それに基づいて遮水壁については30何億の経

費がいると試算している。

住民E：だけど、また調査するのか。それから実施の形にいくのか。

室長：はい。

住民E：そしたら、また経費が変わる可能性があるわけだな。

室長：それはもちろんです。安くなるかもしれませんし。

住民E：プラス というのは増える可能性がある。そしたら2百何十億というのもどうい
う根拠で出されたのかは甚だ私としては納得できない。

室長：230億につきましては、対策委員会の報告書の中に未計上工種というのがありま
す。まだまだたくさん要るということで、例えばあそこに立ってます青い建物のガス
化溶融炉塔があります。ああいうものの建物を撤去するような経費とかはまだ含まれ
ていない。

部長：まず、経費につきましては、概略です。それは物事をやる場合、オーダーレベルで
出しているもの。ですから、現実にはまだ出ていない。A2につきましては、未計上
経費というのは、県が作業的に専門家と相談してやったのはA、B、C案というのが
ありましてA1案が完全全量撤去です。これは430億ぐらいで16年ぐらいかかる。
それに対して委員の方から提案がありまして、全量は無駄だと。問題の土質だけ選り
分けたいと。そうすると搬出量が半分ぐらいになるということから逆算された数
字です。そうすると、トラックの台数、いろんなものが減ってくる、搬入の、新しい
土の、というぐらいのオーダーです。それと、D案につきましては基本的に今想定し
ている深さで現在の仕様の遮水壁で取り囲んだ場合の経費がいくらとかというレベル
で出しているものです。おっしゃるとおり、全く読み値ではないんですが、だいたいの
オーダーがわかるという選択をしていただくための資料として作っている。

先程ご質問あったことにお答えが出てないと思いますが、特措法で全量撤去ができ
ないと言っているが、これには考え方がありまして、制度的には全量撤去できないわ
けではない。今回の問題の検討の順番というのは、生活環境の保全上の支障およびそ
のおそれが何なのかと、この処分場におきまして。そうすると先程知事もご説明しま
したように地下水だとか硫化水素ガスだとか焼却炉のダイオキシン、それから飛散、
法面の崩壊そういったものが主たるものです。それを解消するにはどういう手だてが
必要かというものからの論理ですので、もしか調査をしてもっともっと他の支障が出
てきたり、解決方策としてはどうしても全量撤去が必要だというような制度的な判断
があればこれは当然あり得るのだが、ここの場合については制度的には遮水壁をして
原位置での浄化で問題の解消はできるという判断をしたわけで、先程から出ます違
法に量が多いとか入ってはいけないものがあるから戻すという、これは普通の考え方

なんですが、廃掃法上は現況復旧という考え方ではなくて出てきている問題の解消という観点から、通常の方からするとご理解いただけない部分があると思います。

それと、原因者に対していわゆるいろんな事件と一緒に罰則を持って対応するというので、現状復旧というのは社会的な経費も伴いますから、問題の解消という観点からの対策を立てる。原因を作ったひとは、きちっと制裁を加えるという2頭立てになってますから、これを一緒にしてしまうと確かにあったものは全部10あったら10どけましょうということですが、10どけるよりは他の方法で問題が解決できるのであれば解決しましょうというのが制度ですので、このあたりは確かに普通の市民感覚からするとご理解いただけないと思います。これも先程のご質問に絡みますから説明しますと、手遅れだったために本当だったら早かったらもっともっと厳しく法の適用があったと思います。廃掃法の処理の違反ということできちっと処理ができたと思いますが、大方が時効になってしまってます。これはこちらの怠慢といいますか見方が甘かったということもあると思います。現在考えているのは、きちっと措置命令をかけて措置命令違反ということで持って法の網をかけざるを得ないということは今考えています。

住民B：時効になったからできないというのは、そんなこと言い訳にならない。私らが言うて言うて言うて言い倒して。RDが時効になったのは県の責任だ。

住民E：優良企業と言うてたしね。

住民B：だから、先程も言ったように処理があれだけ違うと金に換算すると24億ですか。それだけRDは持っているのだから、金を。だから、県の責任で取ってください。

部長：ですから経営者を含めて措置命令をかけてますし、告示して関与する人は今名前がわかってない人まで徴収できるようにしておりますので県は最大限努力したいと思っております。県民市民で対応するような問題ではないと思っておりますから。

住民C：単純に受け取るとA案は経費がかかります。13年の長期にわたります。特措法は時限立法で期限が切れます。なんか庶民感覚で我々にとってみたら金もかかる。県も今金ありませんね。金がないし、国の補助もらうときにやっつけてしまおうと、そしたら特措法の法律に従ったような形でしょうと思うとA案でしたいのは山々やけど正直なところ自分らとしては。そやけども、今のそういった補助の金がもらえる、最初から13年もちんたらやっていたら補助対象を切られてしまうというので、泣く泣く県が今考えているD案にしてしまうねやと。我々の目線で見るとうがった見方かもわからんけどというふうに思える。今状況をおっしゃってるように全量も対象にならんことないというのは非常に大事な話やと思う。

住民E：今できないと言いましたが、岐阜市の椿洞では、75万トンのうち40万トンの産廃を費用が100億円で4年間で全部どけると言っている。だから、できるはず

ですよ。どうしてもできないのか。滋賀県では。

部長：あそこの場合は、処分場というよりは不法投棄ですし、地形も違います。そして、あそこでも大臣の承認で動いてまして、だいたいおっしゃるとおり99億円ぐらいでしようとしてますが、実態を見てもいろいろ課題があって同じ比較にならないと思ってます。ですから、ここの場合は土地の状況も違いますし、許可をしていた廃棄物処分場だということもありまして、その解消ということからすると単純に岐阜の事例と並ぶものじゃなしに。

住民E：しかし対策工にかかるお金は一緒ですよ。向こうは100億でできて、こっちはできない。

部長：向こうの詳細がわからない。

住民E：調べたらいいでしょ。前から言ってますよ。どうして調べてないのか。

部長：調べてますけども。

室長：今おっしゃってますのは、向こうは100億円だということで私ども調べているが、向こうは県内処分されてましてその中の経費が平均単価約19,600円くらいと聞いてます。私ども今フェニックスで考えてると46,000円という値段で聞いてまして、大分廃棄物の中身が違うことも大きく影響しているというようなことを確認している。

住民E：単価が違つと。あちらは地下で燃えてますよ。こっちの方が安いやろ。

室長：資料がないので申し訳ないが、あそこは70度以上でまだ燃えてまして、それを消そうとするとそのダイオキシンが出てくるといふようなことで非常に難しい状況である。

住民E：だから、こっちの方がもっと簡単です。

室長：簡単とはいいいませんが、去年の調査の中で支障というのはいふ状況ということですよ。

住民F：たくさんほり込んで、かき混ぜたらどこをどう調べても出てこない。ところが、全部やってその絶対量を量たら相当なものがあると思つている。心配している。それでRDを遮水壁で困つたとしても何年もつもの。30年で安定化するのか。必ず安定化する、させますと言つてください。

住民D：クラックが入ったらいけないのではないのか。セメントですから。クラックが入ったらそこから壊れるのではないのか。

住民D：安定化しないで「 」になってるじゃないか。

室長：まずクラックのご心配だと思うが、ご説明させていただくとまずひび割れもしくは地震ですがここを遮水をいたします。そして、水処理施設を向こうの方に作ります。そこで地下水層を汲み上げる井戸を設けます。これを何本入れるかということにつきましては、また詳細設計の中で検討するが、基本的な考え方はこの水処理施設は浸透水を浄化することとこの水位を外より下げるという考え方をしています。外の水位よりこの水位を下げたい。下げるために何本井戸がいるかというのはあるが、下げてクラックが入っても外から中へ入ってくる。そういう設計をしてもらおうと思っている。

住民D：理想で言うとそうだが、全部できるのか。

室長：だから、詳細設計でそこら辺のことは。

住民D：あんながばっと入っているところにクラックが入って全然漏れないのか。

室長：対策委員会の専門家の御議論の中ではそういう形で調整していくとおっしゃっているので、それはコンサルもこういうふうに言っているのでできると思っている。

住民D：対策委員会の言うてることを信用するのなら、なぜA2案を信用しないのか。

室長：今の遮水壁につきましては、A2案も遮水壁をするわけです。それは一緒のことだと思う。そういうことでひび割れについては、割れたときは外から中へ流れるような形で外へは流さないという考え方で動いている。

住民D：それは逆に言えば、中に入ってきてまた外に出る可能性がある。

室長：中に入ってきて、水処理施設の運転をどううまくきちっとやるかとそういうことになると思います。

住民D：逆に言えばそれが中に入ってきて揚げられても、揚げる力と入ってくる力が逆になったら、逆にクラックから外に出る。

室長：割れ方をおっしゃっている。ぼこぼこに割れるということを心配されている。

住民D：はい。

住民：今も水処理施設があそこにできているが、全然動いてない。そんなもの信用できない。

室長：今の水処理施設について説明させていただきます。

司会：後ろの方そこにマイクがあるので使ってくださいませんか。

住民L：3つ程聞きたいんですが、まず栗東市の水道水ですがどこら辺で汲み上げているのか。それと、もし遮水壁が割れた場合栗東市の水道にどういったものが染み込んで体に悪い影響があるのか。それと栗東市の水道は栗東市に任せているが、何か経過の方法に県が援助とかはできないのか。

司会：栗東の水道のことは、栗東市の方が来られているので栗東市の方にお聞きします。

栗東市（乾澤）：栗東市の環境経済部長の乾澤です。いつもありがとうございます。今の水道の件ですが、いまちょっと言われますが砒素濃度というのが若干高いというところで、基準よりは数段以下ですが。それで場所でありまして、出庭の国道8号線の野洲川大橋があるちょっと手前のところに井戸があります。井戸も深井戸というところですが、RD側のところに今砒素濃度が出ているが3号井戸というものがあります。そのちょうどRD側に2号井戸がありますが、2号井戸については何も砒素も検出されていないし、その近辺で事業所で深度100m以上の井戸がありますが、その井戸も検査しているが見つからない。その奥の井戸が今砒素が検出されていると言われている。これについては、RDがどうのこうのといわれる状況については地下水のことですので見解はできないところではありますが、ただ市としましては、安全な水を供給するというのが我々の役割でありますので、今砒素についてはこの井戸については毎月砒素を検査いたしまして基準値より低い状態ですし、なんら飲んでいただくことについては問題のない水ですので安心して飲んでいただきたい。市としましては、常時そういった監視をしておりますのでご理解を賜りたくよろしくお願い致します。

住民C：今のその数字の測定の頻度は基準より上げて行っているのか。RDのこういう問題が起こっているのか。

栗東市（乾澤）：基準に水質基準がありますので、それと比較しましてその数値以下の数値であるが、若干数値が検出されているというところから、ご指摘をいただいているところです。その因果関係というのは、その手前の井戸も検査しているが見つからない状況ですし、その見解はあるともないともそれは言えないところであるが、地下水のことですから。ただ、市としましては、安全な水を供給することですので検査は十分にやらせていただいております。

住民E：年に何回やってるのか。

栗東市（乾澤）：砒素は年12回です。

住民G：質問させていただきます。先程知事から対策工実施の基本方針というの8つ最初に説明がありましたが、今まで対策工なりを検討されているなかを見るとこの基本方針と外れたところが多々あります。これはどういうことか。1つ代表的なことを言います。いの1番に地域住民との連携を強化し、互いの合意と納得が得られるようにして解決に当たることをすべての対策の大原則とするところ書かれている。今聞きますともうD案に基づいて詳細設計に入っているという話を上田さんがされてましたが、大原則に外れているのではないか。それと、6番目の力ですが、最後の方に現在生じている支障の状況を踏まえて、緊急的な対策、恒久的な対策に分けて実施するところ明記している。このD案の緊急対策というのはどれで、恒久対策はどれなんですか。これを我々にはっきり提示してほしい。それと、遮水壁はA2案でもあるじゃないですかと、同じですよとおっしゃいましたが、A2案の遮水壁はあくまでも緊急対策としての遮水壁、ですからそれをこのD案で遮水壁でいきますというのであれば、その緊急対策に施工する遮水壁とこれを恒久対策として考えているのか、緊急対策として考えているのかその意思表示もはっきりしてほしいのですが、恒久として考えているのならばA2案の緊急対策としての遮水壁とD案の遮水壁の違いを明確に説明してください。以上。

室長：まず第1番目の工法提案要請を行っているということで資料を今日お配りさせていただいてます。1枚ものの県が行う工法提案要請の概要についてということで資料をお配りしてますのでそれを少し見ていただきたいと思います。これにつきましては、先だって監査請求をいただきました。監査請求の内容は、また監査委員会の方でご審議をいただくこととなりますので、私どもがとやかに申し上げることではないのですが、ただそのなかで県が今行っているD案に基づく技術提案書の提出要請は議会の議論を軽視して住民の皆さんとの対応を形式的なものにしているというようなことで議会と県民への背信であるというふうなことに記されていることから、少し私どもも今回この内容につきまして説明させていただきたいと思いこの資料を作らせていただきました。表の方でRD最終処分場問題に関する県の姿勢ということで書かさせていただいているが、これは安全な対策を、確実に、着実に実施し、RD問題を1日も早く解決したい。既に硫化水素発生してから9年経っている中で1日も早い対策をやっていきたい。それが1日も早く解決するのが具体的な対策工を速やかに講じていきたい。こういう思いが私ども強いわけです。

そのなかで平成20年度予算といたしまして、先程も何回も上がってます対策工の詳細設計とそれから焼却炉ダイオキシン類の撤去、これは焼却炉のダイオキシンを取り除くお金を要求をさせていただきまして県議会でお認めをいただきました。その中で対策工の詳細設計につきましては、この20年度内に完了したい。もう1つ申

し上げますとこの詳細設計を早くかかって、そしてその早くかかる中で焼却炉の詳細設計を前倒して、そして、なんとか焼却炉を取り除きたいという思い強いのでこういう形になってます。それで詳細設計の発注につきましては、技術的に高度または専門的な技術を必要としますので、プロポーザルということでそういうノウハウ実績がある業者に対しましてどういう形が良いのかという業者提案を受ける考えをしている。それでこれが詳細設計の契約期間が約7ヶ月かかるというなかで私ども速やかにかかりたいと思ってます。それで1番下を見ていただきたいんですが、要請した技術提案の内容は、今ご指摘のようにD案を前提に技術提案の内容の構成をさせていただいているが、裏面を御覧いただきたいが、これまでの経過と今後の予定ということで書いているのですが、5月11日に意見交換会を中央公民館でさせていただきました。5月15日に私ども実施計画策定の基本方針公表ということで、D案を前提に実施計画を作っていくという基本方針を公表させていただきました。そして、5月21日に技術提案の要請を業者にさせていただきました。そして、この6月11日が技術提案書提出期限でして6月13日に業者ヒアリングをさせていただきます。右側の方見ていただきたいんですが、5月28日から地元説明会をいらさせていただきます。そして、県議会は6月24日から7月16日に開催されるという日程をにらみながら、6月下旬に見積依頼、そして7月上旬に見積書提出期限、そして7月中旬に見積書の応諾、7月下旬に契約書締結というこういうスケジュールを一応作ってます。このスケジュールは何かと言いますと来年の1月からできたら焼却炉の撤去から入りたいという思いの中でこういうスケジュールを作ったわけですが、あくまでもこの地元説明会ですとか、県議会の議論を踏まえた上で、また検討していくこととなりますのでずれる可能性は大いにあると思ってます。そういう中で地元の皆様のご意見ですとか、県議会議を軽視するというふうな思いは一つもございませんので、こういうことでご理解いただきたい。これは、技術提案要請をしてそれに業者が応じたということで契約関係が発生するものではないと私どもは思ってます。この中で見積書の依頼をして、そして私どもが見積書の応諾をした、これによろしいと言うた段階で契約を締結すると思ってますので、まだそういう事態ではないし契約もしてないので、また監査の委員会の方でご審議されると思いますが、私たちの思いは少し説明させていただきたいということでこの資料を持ってきました。

住民C：我々だけではなく他の自治会にも回られて意見、要望など出ているものを踏まえて、そこに皆さんの意見も入れて、業者にもそういうことを全部要素を加味して業者が設計に入るといふことか。単にD案という単純な話ではなくて。

室長：皆さんの全体のご意見、まだ自治会あります。議会のご意見を聞いた上でまたご判断をいただくことになると思います。

部長：県としては現時点で組織としてはD案で対応できると思ってますので、D案で説明させていただいてます。この作業というのは、今度の6月議会7月の半ばで終わる議会で想定してますから、当然そのあとに最終判断をするということで事務的な作業を

今してるということで、今ご質問がありましたように最終的にD案でも具体的にどう
いうものであるかというのは今後もう少し詰めた上で発注します。現時点では、いわ
ゆる仕事をする事業者を選ぶということでどういう工夫かとか能力を見るということで、
これも恣意的に選んでるのではなくて県の入札名簿に載っていて実績のある業者を選
んで提案をくださいということをやっています。そして、先程の遮水壁の違いと恒久
対策ですが、基本的には同じ遮水壁を考えております。ただ、D案の場合は、A2案
の場合をおっしゃるように10年か10数年で中のものを除去しますから遮水壁の機
能というのはなくなるというのは確かです。その代わり全量撤去しますから、なぜこ
の場合で遮水壁を作るかといういろいろな圧力がかかったり中の構造が動くのでその
間の今以上の地下水の漏れを防ぐということなので詳細設計をしないとわかりません
が、おそらく強度的にはむしろD案より強固な遮水壁になる可能性があるかもしれま
せん。遮水壁は強度というよりむしろ不透水で水を透さない機能の方が重要視されま
すから、コンクリートの壁だというイメージだとビルの壁みたいにイメージされると
思いますが、橋脚とか橋台とかじゃなしに強度よりは粘土、粘りとか不透水性なので、
基本的には同じ遮水壁ですが、作業の状況によって違っていると、むしろ、D案の方が強度
よりは粘りだとか不透水性が高いものという設計が上がってくると思います。D案で
の恒久対策は何かといわれるとこれはいろいろ疑問があると思いますが、D案で考え
てますのは、先程もご質問がありましたように30年で確かかと言われるとこれは今
の時点で確かだと言えませんが、現時点での技術的な考え方では雨水が動いてそれを
浄化していった水を吸い上げることの繰り返しを繰り返せば20年から30年くらいで、外へ出
て行く物質は取り除けるだろうという前提での設計ですので、その時点ではA2案と
一緒に遮水壁の機能はなくなると。有害物質が遮水壁があってもなくても外へ出ない
という前提で、これは御異論あると思いますが、県が考えているコンサル、専門家と
協議しているのはそういう考え方であります。

住民E：そんな簡単にPCBは変わりませんよ。そんな簡単に変化しないですよ。

住民：焼却炉撤去と言われました。撤去されるのですね。

室長：ダイオキシンの撤去です。

住民C：言い方が違うじゃないか。今撤去といった。

部長：現時点で予算を認めてもらっているのは、問題は焼却炉の内部にある・・・。

室長：焼却炉ダイオキシン類の撤去です。

住民：その前に焼却炉の撤去と。

部長：現在の予算ではあれですけど、撤去も当然考えないといけないと思ってます。ただ

支障の除去の観点から進めてきましたのでダイオキシンがなくなればいだろうということで現時点ではダイオキシンを除くということですが、強度の問題だとか今後の問題などがありますので検討はしないといけないと思っております。

住民A：時間が大分迫ってるようなので4つぐらい質問したいのですが、ちょっと減らして簡単にお聞きします。まず、知事にお伺いしたいと思いますが、知事が選定されたD案ですが住民反対してます。住民が反対している、なぜ反対しているか、どのように知事は認識しているのか。まずそれを簡単にお答えいただければと思います。それに基づいてあとの質問を展開させていただきたいと思っております。

知事：皆さんが全量撤去をしてほしいと願われる背景ということになると思います。つまり、今ある部分を残したままということの不安ということだと思います。先程来いろいろご説明いただきましたように、RD社が燃やしたり、あるいは不法なものを持ち込んだりいろんな経過を見ておられる皆様にとっては、本当に一滴たりとも有害なものを置いてほしくないという願いがA2案をしてほしいということとつながっていると思っております。

それからもう1点は、D案の場合は本当に環境基準のクリアという安全性を確保するというをきちんと県は責任を持ってやるのだろうかというご不信があるんだろうと思っております。先程来県が放置したということもきつく言われておりますので、県に対する不信ということが逆にD案に対する不信になっているのだろうと。まとめますと有害物があることへの不安、それから県が提案したことに対する不信というこの2つではないかと私は理解をしております。そしてその不安と不信に対して私たちはしっかり対応していきたいということが今日お伺いした私の決意であります。

住民A：まずD案についてですが、私は知事がおっしゃっているD案には実体がない。内容的に実体がないとどうしても思えて仕方がない。将来の安全性という点についても効果が期待されない。合理的で経済的と、確かに経済的かもしれませんが合理的に効果的というのは本当に言えるのだろうか。こういう疑問があります。将来にわたってこの問題が解決しないだろうとそういうことから住民は反対している。知事がおっしゃられたあることに対する不安だとかそういうこともあります。心理的な問題だとか、感覚的な問題もありますが、科学的論理的にD案で本当にいけるのだろうかという点でございます。

D案の内容とというのは、有害物の一部撤去とそれから残った廃棄物の遮水壁等による囲い込み、原位置での浄化という2つの対策が合わさっている。まず、有害物の一部撤去についてお伺いしたいと思います。元々D案というのは、有害な廃棄物をできる限り除去してどうしても取り切れない有害物を封じ込めて安定化させようという案でした。D案を推奨されている方は7名いますが、この推奨の委員さんのご意見をよく読んでいただきますとお分かりいただけたらと思っておりますが、7名の内の一部の方はできるだけ取る。だからA2案に近い。ここにいらっしゃる市の乾澤部長さんもそのようなご意見でした。A案に近いんです。できるだけ取る。そういう意見の方が何

名がいっぱいいます。A案と非常に接近している。それから逆に限定的にとると。限定除去こういう表現をしている方もいる。その限定というのはどういうことなのか、何をどう限定してどれくらい取るのかというのが全くわからない。したがってD案というのは、知事はD案は1つと考えておられるかもしれませんが、中には非常に大きな違いがある。撤去案に近い、囲い込み案に近いという2つの両極端が内在している。おそらく知事が言われるD案というのは限定的な除去を言われていると思います。できるだけ撤去するという考え方であればかなり我々も内容的に歩み寄っているいろいろ検討していくわけがないではないわけですが、限定ということになりますと、現状の処分場で何がどこにどれくらいあるかほとんどわかってないんです。部分的にはわかっているが、ほとんどわかってない。どこをどう掘るのですか。全部掘ってその中から取られるのか。そのようなことはされないでしょ。また極一部だけ取ったところでそれが一体どんな効果があるというのか。そんなもの気休めに過ぎないのではないか。取るのならかなり大部分あるいは徹底的にとるかほとんど大部分に近いような状況で取らないとちょっと一部取ったぐらいでなんの効果があるのか。それをまず伺いたい。そういう点で私はどういう考えなのか実体がないということを感じている。知事が記者発表かなんかのときにおっしゃられたと思うのですが、新聞で拝見したのですが、何をどう取るか、つまり有害物をどんなものをどう取るかということは地元に向かって実施計画を立てたいというふうにおっしゃっておられます。これは大変失礼な言い方ですが、こんな言い方は全く無責任です。そういう点で知事のD案は実体のない案だと私は思っている。地元と相談すれば地元はとことん取ってくれと言います。ところが有害物の全量撤去を拒否している。これは永久に話したってまともにはつきません。つかないです。だから、そういうことから、有害物の一部撤去というところに1つの大きな問題がある。

それから、ソイルセメントの問題です。まず私、例えば、透水率が 10^{-6} これはできると思います。これは、いわゆるウェットな状況で練ったものを取り上げて型の中に入れて作るわけですね。そうでしょ。それで計るわけです。できます。ところが全周が1kmくらいあるんですか。深さが40m深いところで。連続的に水で掘りながら埋めていくわけですよ。水の中が真空であればボイドも全部抜けるかもしれませんが。常圧でしかも幅が40mでたった50cmあまりしかない。その中で気泡だとか資源の廃棄物で、廃棄物がないところだといいいが、廃棄物が少しでもありますとプラスチックのシートだとかテープ状のようなものだとか繊維だとかいろいろありますね。あれカッターで切れれば良いんですが、水みちをつくるような、粘土があるとか、そういう中でしかも深いでしょ。普通、セメントを詰める場合でも流して上たたいて緻密にしますね。そんなことしないでしょ。そんなんで上から下まで端から端まで本当に均一な緻密な組織のセメントの壁ができるのか。私は疑問に思う。部分的に非常に密度がムラが出るのではないか。そういうのが土圧とかのもので傷みやすいのではないか。先程上田さんがおっしゃいました。中の水をあげて負圧にして中から外へ漏れないようにする。それは1つの実績もあると思うが、もし遮水壁の壁に何か大きな欠陥がやはり劣化だとか何かで経年的に穴がだんだん大きくなってくるとか亀裂が大きくなってくるとかということになると中負圧になってますから、どんどんそこから中に水が入

り込んで、揚水で浄化して出しますが、際限なく水の量増えますよ。水処理装置何台も並べてやらんと追いつかない。極端な例ですが。第一30年という根拠どこにもない。県は30年を目論めるが。30年でできるというそれこそ知事は県は組織体系的に科学体系で話をしているが、住民は感覚でしかものを言わないと新聞でもおっしゃってるが。この30年で確実に安定化するという根拠はないだろ。第一に安定化についての専門家が百年とか半永久とか言ってるじゃないですか。一部の有害物は、確かに安定化するものもあると思う。特に低分子のものは。ところがPCBだとか、ダイオキシンだとかはそんなもの分解はしないでしょ。何年経ったって。ですから極端な言い方をします。怒らないでください。巨大な有害物の貯蔵庫をソイルセメントの頼りない壁で作ろうというのがこの封じ込めの何かイメージとして私はわいてくる。将来何かあったときにそういうものが出てこない、これは絶対出てこないと言えないのではないかと。それは住民が一番心配しているところだと思う。この対策委員会でもみなさんお聞きになっていると思いますが、専門家の委員が全量撤去以外の方法は生活環境保全上の支障の残存と経年的拡大により対策の円滑な実施はあり得ない。将来に禍根を残すと苦言を呈している。以上部分的な有害物の除去と封じ込めの問題について申し上げた。知事の見解をお聞かせ願いたい。

知事：ただいまD案につきまして、実態がないと将来の安全の確証が持てないというご心配をいただきました。その大きな中身としては、有害物をどう取り除くかという、取り除くべき有害物の対象、そして、その量になると思ってます。そういうところから、私ももどの部分をどう取り除くべきかということを経済の中ではっきりしていきたいと思っています。まず、皆さんにお伺いしたところによりますと、この焼却炉については解体してほしいという願いが大変強いということで、ここにつきましてはダイオキシンの濃度が大変高いわけですから優先的に取り除くべきだと考えているが、それにプラスしてどのような有害物をどう除去すべきかということを経済の中で明らかにしていかなければならないと思っています。そういう中から将来に対する安全ということを確認していきたい。ただ、みなさんがおっしゃるとおり何年後にどうなのかとはっきりでないでないと安心できないということの気持ちは私も共有してるので、そこをはっきりと幅を持って、何年とか確証をできるものではないと思うが、この程度の幅の中で最大限の浄化のできるようにと、これから実施設計(に)かからせていただきたいと思う。

住民B：A2案は13年と書いている。仮にこのA案をやっていたら我々は13年したら確信が持てる。私たちが生きて間にできる。ところが30年なら私も持つかどうか心配です。はっきりと確証できる方法でやっていただきたい。今まで私たち9年間も我慢してきたのだから、13年間みたいなものへっちゃらですよ。

住民F：わかる方法をとってほしい。わからん方法を今までずっとしてて最後わからなかったら、みんな亡くなってしまっただけで残ったものが昔々にあの方がこういうことをやってこういうことができますと言ったが、結果が駄目でしたでは困る。今、わ

かる方法でちゃんと取ってほしい。今みたいにわからんけども、安定化するだろうと言われてる。それで30年待つんですか。30年経ったときに何かあればどう見られます。確実な方法を選ぶのが今だと思う。

住民M：それが住民の不安を取り除く材料だ。

住民H：前の國松知事がRDの問題は、全国に誇れる解決の仕方をしたと言った。何回も聞きました。多分皆さんも中央公民館で國松知事が来て自ら堂々と言いました。多分録音残っているでしょう。今度の場合は、そう言われて解決しなかったのが今に至っている。今度知事は基本のAであるようにきちんと住民の不安を取り除いてやってくれるかどうかにかかっている。今話に出てるのは、30年まで不安を持ち続けるか、13年間だけ辛抱するのか。30年間だけ辛抱するのではない。30年間不安を持つのだ。13年は13年間だけ辛抱したらいいのだ。その違いだと思うのでそこは一体どういう姿勢をお持ちなのかお聞きしたい。

知事：先程来申し上げてますA2案につきましては、技術的な問題それから工事中の生活環境の安全性が確保できるかどうかということに私は本当に不安を感じています。つまり、自信を持って悪臭も騒音も何もなくあそこから72万トン(m³)を取り出す。あるいは半分にしても50万トン(m³)を取り出すということの約束はできません。

住民C：我慢できるというてるのに。

知事：我慢の問題ではなく、本当に健康の被害なども想定されないとは限りませんので。

住民C：そんなに怖いことになるのか。

住民H：地元の方が取ってくれと、それでも。他の自治会も言っている。

知事：皆さんがあることに対する、存在することを不安に思っていることは十分理解させていただくが、全体の環境をより悪化させるようなことは私はするべきではない。これは責任を強く持つべき立場で申し上げるところである。

住民A：その件について、1つ申し上げたい。平成17年に深堀穴の工事を県がした。その大きさとA2案で分割して、16分割という例が出ているが、分割的な数は弾力的に考えていただければいいが、仮に16分割すると1区画の掘削の大きさというのは深堀穴の修復工事をされたときのだいたい同じである。このときは県はもちろん遮水壁はしないし、しかも場所は北尾住宅側の非常に近いところに、そのときに県はどういう対策をされました。知事ご存じですか。

知事：私自身は大変申し訳ございませんがその場におりませんでしたので。

住民A：それでは結構です。申し上げます。北尾団地と処分場の協会付近に高さが大体10mぐらいの、もうちょっとあったかもしれないが、柱を立ててまして、いわゆるキャンバスシートをずっと張られて。そういうことで粉塵が住宅地の方に行かないように配慮していた。特に問題は何もなかったように思います。A2案で行くとそういうふうに一辺の場所を同時にやるのではなく、一区画ずつやるというのが提案の内容になっているのが私記憶している。このまえ山仲部長と立ち話的なお話をしたら、あれは実は技術的にできないんだというふうに伺ったが、そんなことはないと思う。やる気になって考えたらできるはず。始めからA2案は金もかかるこれはもう駄目だ。できない理由はいくらでも出てくる。本当にやる気になったら、いろんな困難な問題があってもどうしたらいいか知恵集めたらできるはずだ。私はそれを言いたい。例えば、町の中にゴルフの練習場がある。高いフェンスの。ああいうものを必要なところにシート張ったらどうか。大きなテントで囲ったら中で重機で仕事する人はどうなるのか。猛毒マスクをしてやるのか。むしろそういうフェンスで必要なところにしたらいいのではないか。これは私の思いつきで恐縮だが。だからいろんな考え方があると思う。不可能なことはないと思う。1日に50台そこらのトラックが走って何の問題があるのか。だから、知事がおっしゃっているのは感覚的には懸念があると思うが、感覚的ではなく実際に詰めて考えればそんな当たらないことは多いと思う。失礼な言い方だが。

部長：私の名前を出されたので、立ち話を引用されたので。A2案を駄目だと言ったのではなくて先程から言ってますように限りなくA0案になると言っている。16区画ではなく、A案というのは全体を対象にして掘って行って撤去しましょうという案です。そして、さらの土を入れる案です。ですから、A2案というのは、先程も言ったように委員がもう少し、あまりにも高額だし年数もかかりすぎるということで提案していただいた。はっきりここにも書いてるように未計上工費だけでなく工種があるというのはまだまだ足していかなければならない。やり方も変えなければならぬ。16区画を垂直掘りはできるはずがないから。

住民A：必要な傾斜を取ったらいいのではないか。

部長：傾斜はとります。だから、ということは16区画ではなくもっと大きな区画でやっていかなければいけないのでそう言う本来の撤去案でなるということをお願いしたのでA2案が難しいという話ではない。だから、16になるのか、4になるのか限りなく広がる。それと、分別するというよりはさら土を全量入れて行ってトラックの台数も増えると技術者も言ってますし私たちもそう思っているからそう言う意味でA2案というのはそういう技術的な問題があると申し上げている。

住民A：そういうことを対策委員会でA2案審議されている。私ずっと傍聴させていただきましたから。1回もそういうこと問題にならないじゃないか。なぜ対策委員会でそ

れを言わないのか。

部長：それは委員の中でですし、こちらはそれを申し上げている。

住民A：対策委員会が終わってからそれができないとはそれはおかしい。

住民I：今まで聞いてました。飲み水の問題で粘土層に穴が開いていると聞いている。今の説明ではそこに遮水壁をたてて、たてたら粘土層の穴を開いたのを修復しなくてもそれで済むようなことを言われたが、やっぱり有害物全量撤去をしないと、しかも今聞いてました遮水壁は永久的に保証されるものではないみたいだし、粘土層を穴開いたままいくら遮水壁をされても有害物全量撤去でなかったらそれはどんどんと染みていくのではないかと思う。その辺の穴の開いた修復という点については、どう考えているのか聞きたい。

室長：今日皆さんにお配りしていないが処分場のボーリング調査をいたしました。許可基準以上に掘削されているというなかで、廃棄物の赤いところの層ですがそこら辺が掘削されて地下水層と廃棄物層が触れてるというところがわかってます。それはですね、これが廃棄物のところでして、ここのKS2層という地下水層と触れている。ここを触れているがそこは一体どこからどこまで触れているかというところまではわかっていない。現実のところ。じゃどこまで全部修復しなさいというご意見もいただいているが実際のところここ4万8千㎡あります。そのなかでどこまでがどうなっているかというのがそこまではわかっていないので11日の説明会のときに私は廃棄物全部どけないとわかりませんと申し上げた。そのなかでこういうふうに触れているのはわかっているのでだからこういう遮水壁でこの層を全部ここで止めてしまう。ここの地下水層KS1, KS2あるが、それが外へでないようにするという遮水壁の工事をやっていきたいという考え方をしている。

住民C：遮水壁を、きちんと遮水すると言ってるのであれば、誰かがさっき言ってるソイルセメントでするのは矛盾している。それなら連続地中壁できちっと生コン投入して40何mあるのなら問題なくしようとするなら鉄筋管をおろしてきちっとした通常のビルでやるようなものでやって、きちんと遮水すると、それで粘土層の足もとに入れて完了すると、そういうようなことを言ってくれたら僕らも納得できる。ソイルセメントは仮設の簡易土留めやから40m間をそこは普通の土木工事と違って、埋めたまま終わるのであれば土圧が均衡していてすぐ倒れることはないが、ソイルセメント40mを片方なくなるともつことはない。それと、いろいろな医療特管の注射器だとかいろいろ混ぜて立派な遮水壁ができると言われたが、そんなもので遮水できると全然僕は仕事の駄目やと思う。

室長：廃棄物とソイルセメントを混ぜるということは一回も言ったことはない。だから、廃棄物があったらそれはどけなければ透水係数を確保できないと思っている。だから

周囲をあらかじめ調べてここはゴミがあったところか調べたうえでゴミがあってやむを得ず打たなあかん場合は廃棄物をどけなければ納得していただけない。廃棄物をどけて良土を入れてそこへ遮水壁をする。そういうことを設計できちつとしないと廃棄物ちょっと混ざってますけど安心して下さいということは県は言わない。それと1つはおっしゃってるなかで一番大事なことは県がきちつと監視をしなければあかん工法です。こういうことがどうなってるかということで、この中の地下水層がどう流れているかというのは今回の調査でわかっているのどういう形になれば、ここが例えば破れているのかというのをきちつと県が監視しなければ納得いただけないと思っている。だから監視井戸をどうするかたちで設けるか、監視井戸をどうするかたちで県が調べていくか、そういうことを含めて御議論いただくということになってくると思う。

住民E：遮水壁をするのは24時間連続ですつとするのか。一切止めずに。工事を何時間かしたら止めるのか。例えば8時間したらとめるとか。次はどうなるのか。

井口：次の日か数日以内でしたら固まりませんので作っていきます。

室長：全国で400を越える実績を有するものでございますので、また実績の話は聞いていただこうと思う。

住民E：40mと言う実績はない。処分場では20数mしかない。そんなうそついたらあかん。

井口：処分場では37mぐらいです。

住民E：やった実績ですか。

住民C：40mの長さで1kmぐるっと回る工事をしようとする、見える状態にして、生コン投入して鉄筋管おろしてきちつと連続して遮水するようにするのは、僕はこんな工事をしたことがありますよ。下水処理場の深いところでやったことはある。どこも漏水しないでできたことはない。やっぱり地下水が高いから、生コン投入して鉄筋組み込んでやってもできるのやな。現実僕ら見てきて、そやからソイルセメントや地下もいろいろ深いところ殺してやるんやったら壁面の崩壊がある。ベントナイトを入れたりして壁面の崩壊を防ぎもってやるのやけど、そんな廃材が入っている中そんなもの、そこに悪いものあったら掘り出して良土に置き換えるって、そんな施工管理実際やったものにとったらそんなものできるのか、生コン投入してやるんならできるんやろけど。

住民D：なんぼ検査してやっても今の意見のように信頼性は確保できないと思う。今上田さん、中の水を抜いて中を負圧にして水を外に流れないようにするとおっしゃてましたが、両側が同じ圧力であれば地下の底までのソイルセメントもある程度保てるかも

わからないが、内側が圧が低くて外周りが圧が高かったら既に応力がかかっているわけです。ですから、地下水の付近はその応力を受けて簡単に壊れるのではないかと。40m潜って見に行けるわけではないが、十分わしら素人でも考えつくことだ。だからその辺も技術者も学者もこんなものあかんと言っている。真摯にこういう意見受け止めてもっと真剣に考えてほしい。

井口：先程の36.7mなんですが、大野町太宰府環境施設組合ですのでこれ福岡県だと思いますが、ここの一般廃棄物の処分場の工事ですが、平成16年の着手でされているのでうちのところで掘っているのでは一番深い。

住民E：何mやて。

井口：36.7mです。

住民E：これは滋賀県最終処分場特別対策室のFAXですが、6月6日付けで出しているがこの中にはこのデータ一切載っていない。

井口：どういう条件ですか。

住民E：これはあなたたちのデータでないのか。

井口：私が送ったやつですか、それは今のこの支障除去の事業でどういうやつがあるかというのを教えてくださいということでしたのでお出ししたやつで、今のはこれではないやつです。

住民E：どういうこと。これ処分場の話だろ。

井口：処分場の話だが、それはそのなかの一部です。支障除去事業でやったなかのやつで教えてくださいという条件で聞かれていたましたのでそれに該当するやつです。さんからのです。

部長：さんがリクエストされたことがあったからそれを渡しただけで、そういう問い合わせというのはあまり意味がない。

住民E：僕は言っている意味がわからない。どうしてそっちには資料があってこっちにはないのか。

井口：さんからそういう今のRDとやっているのと同じような条件でどんな例があるか教えてくださいということをかかれまして、その例に合致したやつをお知らせした。今のは一般的な廃棄物処分場で同様の実績ということで申し上げた。

住民E：意味がわからない。一般廃棄物であればいいが、この廃棄物ではないと。

井口：それではないということです。

住民E：これは一廃も産廃も書いている。

井口：支障除去事業でやったやつです。

部長：対策としてやったのを教えてくださいということで、当初からやっているのを教えてくださいということであれば、今日言った情報を提供している。

住民E：全部渡したら良いじゃないですか。

部長：くれと言ってないのに渡すのはおかしいじゃないですか。

住民：資料があることは知らないじゃないですか。あったら出したら良いじゃないですか。

井口：必要ならお渡し。

住民E：やったことがあってもちゃんと遮水できているか調べたのか。

住民J：すいません、知事にお伺いしたい。焼却炉の撤去したいですということをおっしゃったと思うんです。そこにいろんなものが埋まっているということで。もう一度確認をしていただきたいと思うのでお願いします。

知事：ダイオキシンがかなり濃度が高く付着しているということです。ダイオキシンの除去ということとあわせて、みなさんが見るのもいやだと大変不安のシンボルになっているということなので私どもとしては焼却炉の撤去も検討させていただきたいと。

住民J：するということをはっきりと言ってください。

知事：まだ予算的な問題もありますし、技術的な問題もありますが、皆さんのお話をお伺いしたなかでそれも検討したいと思ってます。

住民K：さっきから聞いてまして、専門的なことはよくわからないが、こういう説明とか掘削とかして9年経っている。いまだに同じようなことをやっているような感じがしないでもないが、この状況が危険だということは県の方も多分認識していると思う。なぜできないということが私が思うには、みな案としては一長一短ある。ただ単にできないのは、コストがすごくかかっている。住民サイドが要求している案は。このコ

ストが新幹線並みのコストですよね。ですから早い話多分コストがネックになって県側はああだこうだと言っているようにしか聞こえない。コストさえあれば全量撤去ということは可能ですか。もし、全量撤去であれば逆に取った土はどこに持っていくのか。他の自治体とかもあって住民サイドが言っているのか。それともう1つ、あほなこと聞いて良いですか。今になって告訴と先程言われたが、政治は絡んでいないのか。このRDの当時の役員の方が今の県会議員さんとか今も現役でしている。議会の方にも強く言うと言っていたが、遠慮があって言われない部分もあるのではないかなあと素人的な考えも持っているが。私個人的な意見で申し訳ないが、嘉田知事は知事としての責任をあると思うが、前任者が責任を取るべきであって後任者が責任を取れと言われてもちょっと無理があって気の毒なような気がする。気分的な問題かもわからないが。

部長：まずお金の問題かどうかということですが、お金の問題は当然あります。県は税金で賄える財源でやれるかどうかですし、対策委員会でもいくらだせるかという議論があったが、それはその時点では言えないと。ただ当時20年度に向けての県の財政構造改革プログラムをやっていた。今年度420億円財源不足が生じると、来年再来年は460台になるということで、そういう状況の中で県は対策をうっていくという状況ですと申し上げていた。そう言う意味で県の力量に合うかどうか。ただそれでというよりは、先程から申し上げてますように支障とおそれが何なのか。それに対してどう対策を取るのかということはいわゆる目には目をという対策ではなく、ものがあるからどけるのではなく問題があればどういう解決が一番合意的なのかという解決が廃棄物処理法とか代執行の法律ですから、そういうことからして財源優先ではないが当然経営体としては財源の問題もあるが制度的にどれが一番良いかというD案だという判断をしている。

責任追及については、これは先程も聞いていただきましたように今ここに関係した人を現行の法制度でいける限りは全てやろうと思ってますので、誰かに手心とか私たちが知っている限りでは政治への配慮は全くない。持っていく場所ですが、試算している中では先程も言いましたように大阪湾のフェニックスという埋立処分場があります。順番に埋め立ててきて今USJの遊園地ができているところもかつては廃棄物を入れて埋立されてます。同じところで現時点では余地があるので埋立交渉はしていないが、そこへ持っていった場合の料金と輸送費で試算しているのが今回の2百数十億とかという金額です。ただ受け入れられるかどうかについては今後具体化した場合にします。ただ県内には現時点では受け入れ先はないです。

住民J：それは有害物質を受けてくれるのか。

部長：有害物質といいますか、最終処分場ですからむこうも大阪湾に接していますから流出しないという条件で施設ができていますからいける。ただ、ご存じの方もいると思うが低濃度のPCBについては現時点では処分ができないので現地に置くという制度になっているから、PCBに汚染された土壌があるとすればこれは持ってはいけま

せん。

住民J：もう汚染されているのではないのか。

部長：一部汚染されてますから、これはもう一回詳細に調査してそういうものは現時点では持ち出しはできません。部外化処理ができる段階までそれぞれの場所で保管するという事になってるので、それについては現場に置かざるを得ない。

住民B：これも8年も前にRDの方に管理型の処分場を、県に処分場の容量がどれくらいあるのか調べてということをやっていた。そのときやっておけばただでいけた。ちょっともやってくれない。全部こういう問題を住民が調べた。県は1つもやってくれない。絶対全量撤去やってくれないと、我々はここに危険なものがいっぱい入っているから言っている。RDはわからんように。県にも責任がある。県が許可している。

知事：先程のコメントに対する政治的な配慮等があるのかを含めて部長の方が少しお答えしましたが、政治的に誰かを遠慮しているからということではない。ただ、みなさんがかなり怒りに思っている10年前に言ったじゃないかと言うことに関しては、私どもも実は検証委員会でも調べたらやはり当時優良企業と言われていた。ですから皆さんの訴えを県がきちんと受け止めるという姿勢が足らなかったということが行政評価の委員会の方からきつくおとがめをいただいている。そういうところを私自身は、きちんと責任を取らなければいけないと思っている。先程前任者の責任を取るのには気の毒とさせていただきまして、私も大変優しい言葉をいただいてこれは個人的には内心うれしいが、公に仕事としては、また、知事の役職としては前任者だろうが10年前だろうが20年前だろうがやはり行政がやってきたことの責任は今知事として取らなければならないと考えている。

そういう中で最初に申し上げましたやはり認識が甘かったと当時いろいろな有力者も付いていた会社ということで甘かったということは否めなかったのではないかと検証委員会からも指摘をされています。そういう中で今までできなかったから、だから不信だと不安だという気持ちはわかるが、私ども今県の中で再発防止、2度と同じことを起こしてはいけないという強い覚悟で担当者もやらせていただいていますので、そのところは是非とも信じていただけないかもしれませんが、心を入れ替えて皆さんの生活環境の安全性を確保するための工法を取らせていただきたいと思います。

そして、今日の基本方針の8点の第1番目に皆さんの地元の合意と理解をいただかないといけないと条件を書かせていただいています。ここで皆様のご理解をいただけないと次に進めないという大変私どももつらい状態にありますので、そこはまた納得できないことたくさんあると思いますが、いろいろ聞いていただきましてわたくしどももすかっと、例えば10年目に5年でここですかっと環境基準がクリアできると言いたいんです。言いたいんですがちょっと今いろいろな科学的な条件の中で言いにくい。しかし、できる限りの実施設計、安全を保てるようなできるだけ早く解決できるような形での設計をさせていただきたいと思っております。もう遅くなると皆様も

ご家庭がありますので今日はあと引き取ってもらいますが、是非ともご理解をいただきますよう、ちょっと最後に座ったままで失礼でございますので。

住民C：さっきの実施計画されますね。プロポーザルで。そのできた実施計画をきちっと発注するまでに専門の業者が設計したら今回当初は先程おっしゃったされた形で考えたけども、精査した結果こういうふうの実施されますよね。それに基づいてこういう実施設計書ができましたよと、いうことは工事を業者に発注するまでに我々住民にまた説明会するのか。

知事：それはお約束します。ステップステップがありますので最初に申し上げたとおり皆さんの了解をいただかないと私も、皆さんの土地ですので地元の地域の了解をいただかないとそれこそ一歩も進めないでステップステップの説明をさせていただきたいと思っている。少し中途半端にはなったかもしれませんが。

住民K：私は頭の中に描くまでは素人ですので地下水の修復を一番近々にお願いしたいと思っている。なぜかという9年に次世代のことを考えて有害物が流れ出ないようにお願いしているが、一年でも早くということも9年をお願いしてきた。今度はまたセメントで何年とかやるということだが、環境の学者である私たちが期待している知事さんが決められることになるだろうD案の遮水壁のセメントというのはもし修復とか、次世代の人がまた古くなってやり直したときに、今有害物が入っているだけでも心配ですがそれにまたセメントをたくさん持ち込むことになって土の中に横にたくさんの量のセメントを入れていただいて、有害物、プラスソイルセメント、そのセメントというのは環境に優しく、砂のように安全なものに変わるのか。有害物となにか結合してなにか訳のわからない化学反応を起こしたりしないものなのか。そういうようなこともまだ十分に説明していなかったり、そういう大きなビルを壊したりするぐらいの余分な固まりみたいなものをまたどこかの海を埋め立てたりすることに使うのか、そういうことまでも本当に百年も二百年も10年20年30年経ったときに私たちがいるかいなかわからないが、そのときに害がないようなそういう環境に優しい滋賀県のモデルになるような結論をしていただいて、ただ、実験的な場所にしないでいただきたいということをお願いしてそれから住民の皆さんマスコミの皆さん本当にこういうことが早くしてしまわないようにもう一度ゆっくり考えていただきたい。

知事：地下水が一番心配だというお気持ちを受け止めさせていただきます。私もずっと水の研究をし滋賀は本当に山が美しくだからきちんと水を保ってきた。そういうところですので、水を維持することは大変大切、まさに私たちの誇りだと思っています。そういう中で最善の方策をとらせていただきたいという覚悟でこれから具体的に今ご心配と言われている物質を、工事をして悪くしてしまうというのは元も子もない。対策をしてよりよく、そして、皆さんが将来に対して不安が薄まるような、0になったら一番ありがたいが、不安を払拭できるような形での努力を行政としてもさせていただきたいと思っています。

最初に申し上げましたが、私たちはやはり誇りのある地域に住んでいきたい。この地域は本当にカブトムシがいてクワガタがいて、そして、大変誇れる場所とおっしゃってましたが、そういう誇れる場所になるような形で私たちは努力させていただきたいし、是非地域の皆さんのご協力をお願いしたいと思っている。また、いろんな不安あるいは質問、疑問ございましたら担当者の方、私の方にも直接でも結構ですので声をかけていただければと思っています。本当に今日はこんなに遅くまで明日平日で仕事がある日ですが、こんなに遅くまでお残りいただいて熱心に耳を傾けていただきまして本当にありがとうございました。

住民A：すいません。我々は、知事にお礼をいっていただいたが、このD案を認めたわけではない。反対している。また、近い機会に2回目をやっていただかないと前に進まない。我々は反対している。

住民D：知事が焼却炉を撤去するのはA案になっている。

司会：大変遅くなりまして、みなさんの気持ちとしては、まだまだ質問もさせてもらいたいということもあると思うが、もう10時を越えましたので一旦ここで今日のところは切らせていただきたいと思います。嘉田知事をご承知のとおり環境学者として知事になられ私たちも非常に多くの期待をしていました。それから、わざわざ知事が地元への説明に来られるということはとてもありがたいことだと思っています。しかし、内容については残念ながら皆さんのお話を伺った中で必ずしも一致したことではないので、おこしいただいたことについてはありがたいが内容についてはまだまだありますから今後も皆さんの意向をできるだけ汲みながら県の方とまたこういう機会をつくってもらえるように提案させていただきたいと思っています。今日のところは大変遅くなりました。ありがとうございました。終わらせていただきます。

以上